

戸籍に氏名の振り仮名が記載されます

令和5年6月2日、戸籍法（昭和22年法律第224号）の一部改正を含む「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和5年法律第48号。以下「改正法」といいます。）が成立し、同月9日に公布され、令和7年5月26日に施行されました。

従前、氏名の振り仮名は戸籍上公証されていませんでしたが、この改正法の施行により、戸籍の記載事項に、新たに氏名の振り仮名が追加されることになりました。

■戸籍へ氏名の振り仮名が記載されるまで

1. 本籍地の市区町村長からの通知書を確認

市区町村が、事務処理のため便宜上保有する住民票の振り仮名情報を参考に、本籍地の市区町村長から戸籍の筆頭者等に、戸籍に記載される予定の氏名の振り仮名が通知されます。

この通知は、令和7年5月26日以降送付されますので、送付されましたら必ず内容をご確認ください。なお、本籍が鶴居村の方は、令和7年8月から順次発送予定です。

※同一戸籍で同一住所の方の通知書は、1通に集約され、1通につき4名まで記載されます。別住所の方については、住所地ごとに送付されます。

送付された通知の振り仮名が誤っている場合は、必ず氏名の振り仮名の届出を行ってください。

通知の振り仮名が正しいときは、届出不要で、令和8年5月26日以降に、通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。

2. 氏名の振り仮名の届出

改正法の施行日（令和7年5月26日）後1年以内に限り、氏名の振り仮名の届出をすることができます。通知の振り仮名が誤っていた場合は、この期間に必ず届出をしてください。

オンライン（マイナポータル）での届出の他、郵送や市区町村の窓口で行うこともできます。

3. 市区町村長による氏名の振り仮名の記載

届出期間中に氏名の振り仮名の届出がなかった場合には、本籍地の市区町村長が管轄法務局長等の許可を得て、改正法の施行日から1年を経過した令和8年5月26日以降に、通知の振り仮名を戸籍に記載します。この方法により、戸籍への氏名の振り仮名が記載された場合は、一度に限り家庭裁判所の許可を得ることなく、氏名の振り仮名の変更を行うことができます。

詳細につきましては、法務省ホームページ（<https://www.moj.go.jp/MINJI/furigana/index.html>）をご覧ください。

【お問合せ先】 鶴居村役場 住民生活課 窓口サービス係

TEL：0154-64-2113